

1 自治体SDGs推進評価・調査検討会による
2 令和3年度選定「SDGs未来都市」へのサポートについて
3
4

5 令和3年度選定された「SDGs未来都市」については、選定後、各都市において提案
6 内容を更に具体化した3年間の「SDGs未来都市計画」（以下、「計画」という。）を策
7 定し、当該計画に基づく取組を実施することとしている。自治体SDGs推進評価・調査
8 検討会（以下、「検討会」という。）においては、以下の方針及び体制により、各都市の計
9 画策定及び取組推進に際して、サポートを行うものとする。

10 11 1. サポート方針

12 (1) 計画策定に係る助言

13 各都市においては、計画の素案を6月中旬までに作成することとしており、選定
14 に際して検討会から示された講評を踏まえた計画とすることとしている。

15 検討会においては、各都市から提出された計画の素案を確認し、更なる具体化や
16 精緻化に向けた助言を行うこととする。

17 また、自治体SDGsモデル事業（以下、「モデル事業」という。）を実施する
18 都市については、7月を目途に、各都市担当チーム（後述）が都市とのオンライン
19 会議（以下、オンライン訪問という。）により、計画の更なる具体化に向け、都市
20 との意見交換を行う。
21

22 (2) 取組の推進に係るサポート

23 各都市においては、計画を策定した後、その達成に向けた取組を実施することと
24 している。検討会においては、各都市の取組の実施に当たって、適宜助言（進捗評
25 価等）を行うこととする。

26 とりわけ、モデル事業として選定した事業については、地方公共団体のSDGs
27 達成のためのモデル的な先進事例の創出に向け、検討会において、各都市担当チ
28 ム（後述）によるオンライン訪問を含めた各都市との意見交換及び助言を行う。
29

30 31 2. サポート体制

32 (1) 各都市担当チームの設定

33 前述のサポートに当たり、モデル事業を行う都市については、都市毎の担当チ
34 ムを設定し、重点的なサポートを行う。各都市担当チームはサポート対象となるモ
35 デル事業への専門的知見を有する検討会委員を配することとする。2人1チームを
36 原則とするが、委員からの要望がある場合はこの限りでない。

37 なお、各都市担当チームによるサポートの内容は、検討会で報告するものとする
38 。
39

1 (2) その他

2 モデル事業を行わない都市については、各都市の取組状況を踏まえ、必要に応じて
3 検討会によるサポートを行う。

4

5 **3. 今後のスケジュール**

6

7 6月中旬 選定都市から計画素案の提出（31都市）

8 6月末 検討会及び自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースによる計画
9 素案への意見提出

10 7月上旬～中旬 モデル事業選定都市とのオンライン訪問による意見交換（10都市）

11 7月中旬 計画策定・公表（31都市）

12 7月中旬～ 選定都市への取組推進に係るサポート（31都市）